# 子どもの命と心を守るために

# 児童虐待は社会全体で 解決すべき問題です

童相談所が受けた、昨年度 の児童虐待の相談・通告受 **プレ** け付け件数は2,178件でし た。児童虐待に対する社会的な認 識の高まりや、警察などの関係機 関との連携強化により、件数は増 加傾向にあります。通報で救われ る子どもが増える一方、重大な事 件が後を絶たないなど、児童虐待

#### 子どもの面前での「DV」も 心理的な児童虐待

は依然として深刻な社会問題と

なっています。

児童虐待は、主に身体的虐待、性 的虐待、ネグレクト(養育放棄)、心 理的虐待に分けられます。中でも 心理的虐待の割合は全体の半数以 上で、最も高くなっています。

#### 心理的虐待

- ●子どもの目の前で暴力行為を見せる
- ●「お前なんか生まなければよかった」 などの暴言を繰り返す ●子どもが話 し掛けてきてもわざと無視する \*¿

#### 過度の育児疲れなどが 引き金の場合も

虐待は、どの家庭にも起こる可能 性がある問題で、過度の育児疲れや 不安、養育知識の不足、社会的孤立、 健康の問題などのさまざまな要因が あり、それらが複雑に絡み合って起 きると考えられています。虐待する 人は、それらのストレスのはけ口を、 子どもに向けてしまい、一人ではど うにもできずにもがいている可能性 があります。

#### 体罰によらない子育てを

親がしつけに際して子どもに体罰を加えることは法律で禁止されています。

#### ●叩かない、怒鳴らない

体罰によって子どもの行動が変 わったとしても、それは、恐怖心など によって行動した姿であり、自分で 考えて行動した姿ではありません。 子どもの成長の助けにならないばか りか、心身の発達などに悪影響を及 ぼしてしまう可能性があります。

#### ●子どもの気持ちや考えに耳を傾 けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け 止めてもらえたという体験によって、 子どもは気持ちが落ち着いたり、大 切にされていると感じたりします。

子どもに問い掛け、相談をしながら、ど うしたら良いかを一緒に考えましょう。

子どもへの虐待は、子どもの心身に重大な傷を負わせ るだけでなく、将来にわたって子どもを苦しめ続けま す。虐待の早期発見が子どもの命と心を守ることにつな がります。

問児童相談所(☎263-0694、四263-0705)



児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。 あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

電話 い ち は や く

全国共通で、189番に電話をかけると近 くの児童相談所につながります。携帯 電話、スマートフォンからはコールセ ンターのオペレーターがつなぎます。

# 子育てに関する相談窓口

●専門家(児童福祉司、心理療法士) による子育て全般の相談

児童相談所 (東区光町二丁目15-55)

**2**263-0694

●子どものことで困ったり、悩んだりしている人へのアドバイス

相談窓口	<u>×</u>	電話番号	×	電話番号	
	中区	<b>☎</b> 504−2739	安佐南区	<b>☎</b> 831-5017	
こども家庭相談コーナー (区地域支えあい課内)	東区	<b>2</b> 568-7794	安佐北区	<b>☎</b> 819−0639	
	南区	<b>2</b> 50-4160	安芸区	<b>☎</b> 821−2827	
	西区	<b>2</b> 294-6519	佐伯区	<b>☎</b> 943-9773	
「扣談口時】日。今曜口の午前 Q 時半。午後 5 時15分 いずれも知,休口 名					

【相談日時】月~金曜日の午前8時半~午後5時75分。いすれも祝・休日、午 末年始、8月6日は除く

### ストレスを一人で抱え込まないよう、ささいなことでも ご相談を! 周囲のサポートも大切です

虐待を防ぐには、その人の抱えて: いるストレスを軽減することが大 事です。ストレスを一人で抱え込ま ずに、子育てに関する悩みを、ご相 談ください。ささいなことでも結構

また、周りの人たちも子育て中の

親子を優しく見守ったり、話を聞い てあげたりしてください。児童虐待 の問題は、近所の人や知人、こども 家庭相談コーナー、学校、児童相談 所、警察などを含めた地域全体での サポートが大切です。

### DV(配偶者やパートナーからの暴力)被害

# 一人で悩んでいませんか

コロナ禍でDV(ドメスティック・バイオレンス)の深刻化が懸念さ れています。被害に遭っているのは被害者が悪いからではありません。 被害について認識し、勇気を出して相談してください。 問男女共同参画課(☎504-2108、四504-2609)

Vは犯罪となる行為を含む もので、決して許されるこ とではありません。DVに はさまざまな形態があります(下記 参照)。

市内の20歳以上の男女を対象にし た調査では、過去5年間にDVを受 けたことがある人は7.9%で、このう ち、配偶者から受けた行為では、精神 的暴力の割合が高くなっています。 また、家庭内は外部からの発見が難 しく、徐々に暴力がエスカレートす る傾向もあります。

#### 11月12日(木)~25日(水) 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する 暴力の根絶を呼 び掛けます。期間 中は、被害に遭っ ている自覚のな い人にも被害者 🌡



であることを認識してもらい、「あ なたは一人ではありません。相談 してください!」というメッセー ジを伝える取り組みを行います (右下参照)。

## 身体的暴力

- ●殴る、蹴る
- ●髪を引っ張る

- **経済的暴力**
- ●生活費を渡さない
- ●仕事に就かせない \*¿

# ( 精神的暴力

◆大声で怒鳴る●「誰のおかげで生活が できているんだ」などと言う ●実家や友 ●刃物などの凶器を体に突きつける \*¿ 人との付き合いを制限する ●電話やメー

> ルなどをチェックする ●無視をする \*¿ 性的暴力

●中絶を強要する ●避妊に協力しない \*¿

#### DV全国共通ダイヤルが10月1日から開設されました

全国共通で、#8008番に電話を かけると発信地を確認した都 道府県の配偶者暴力相談支援 センターにつながります。ご 番へ 相談ください。

## DVに関する相談窓口

●相談したいことがあるときは

相談窓口 相談日時など ①月~金曜日の10:00~17:00

**市配偶者暴力相談支援セン** ①☎545-7498 ②土・日曜日、祝・休日、8月6日の ター(中区富士見町11-27) **②☎**252−5578 10:00~17:00

県西部こども家庭センター (南区宇品東四丁目1-26)

③ 254-0391 ③月~金曜日の8:30~17:00 ④☎254-0399 ④夜間…月~金曜日の17:00~20:00 (夜間・休日) 休日…土・日曜日、祝・休日の10:00~17:00

※いずれも年末年始は休み。①③と、④の夜間は祝・休日も休み。①は8月6日も休み

●暴力により身の危険を感じた場合は、110番通報か最寄りの警察署へ (24時間対応)

相談窓口	電話番号				
	広島中央署	<b>2</b> 224-0110	安佐南署	<b>☎</b> 874-0110	
警察本部☎228-0110	広島南署	<b>2</b> 255-0110	安佐北署	<b>☎</b> 812-0110	
※緊急時は110番	広島東署	<b>2</b> 506-0110	佐伯署	<b>☎</b> 922-0110	
	広島西署	<b>2</b> 79-0110	海田署	<b>☎</b> 820-0110	



#### 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のイベント

●パープル・ライトアップ 次の場所でライトアップが行われます 【本通商店街(左上写真)】目11月12日(木)・13日(金)の日没後~午後10時 【エールエールA館】目11月24日以・25日(水の日没後~午後10時 その他、 街頭キャンペーンなどが行われます。